

皆さんおはようございます。本県に台風第15号が接近しておりますので、警戒を続けてまいりますとともに、台風の発生が頻発する時期ですので、常に緊張感を持ち、万全の備えを期してまいります。また、この夏は記録的猛暑でありましたが、厳しい残暑が続くようでございますので、御自愛いただき、本定例会議もどうぞよろしくお願いいたします。

説明に先立ちまして、国スポ・障スポ大会について、申し上げます。

「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」は、すでに先月23日から国スポの公開競技が実施されておりますが、明日、6日から会期前競技がはじまり、本日で、天皇皇后両陛下の御臨席を賜る国スポ総合開会式まであと23日、障スポ開会式まであと50日と、いよいよ44年ぶりの開催が目前に迫ってまいりました。

思い起こせば、平成25年に開催内々定を受け、準備委員会を発足させてから、およそ12年、コロナ禍による開催延期という苦渋の決断をはじめ、会場選定や施設整備など、今日に至るまで、様々な課題や困難がありましたが、議会はじめ関係の皆様のご協力もいただき、それらの課題を一つひとつ乗り越え、ここに開催の日を迎えられることに、万感の思いであります。

市町、競技団体をはじめとする関係団体、県民および議員の皆様、そして、開催に向けて、ひたむきに取り組んでくれた職員の皆さんに、この場をお借りして、改めて感謝申し上げます。

大会の成功に向けて、引き続き県庁一丸で取り組み、私も全身全霊を捧げてまいり所存でございますので、一層のご支援を賜りたいと存じます。

さて、開催に当たりましては、スローガンの「湖国の感動 未来へつなぐ」のもと、「環境への配慮」「おもてなしによる滋賀の魅力発信」「スポーツの力による共生社会」「子ども・若者・女性の活躍」の4つのテーマを掲げ、大会に関わるすべての人が様々な場面で主役として光り輝けるよう、「す

る・みる・支える」それぞれの立場から、県民の皆様と一緒に大会を盛り上げるとともに、スポーツの力によって、「健康しが」の実現につなげてまいります。

大会の主役である選手の皆さんが、これまで積み上げてこられた努力の成果を遺憾なく発揮できるよう、しっかりとサポートし、活躍を後押しするとともに、国スポでは天皇杯獲得、また、障スポでは全競技での活躍を目指す本県選手団、選手・監督・役員等合わせて 1437 名の皆さんの躍進についても、大いに期待を寄せております。

また、全国から、障害のある方も含め、多くの方々を本県にお迎えすることとなります。滋賀らしい、あたたかい笑顔と優しい気持ちで、心をこめておもてなしを行うことで、再び本県を訪れたいと感じていただけるよう、皆さんの思い出に残る大会としてまいります。

とりわけ、障スポにつきましては、既にこれまでの準備や運営の中で見えてきた課題や気づきもございました。共生社会の実現に向けたレガシーを創出し、県内に波及させるとともに、今後のよりよい大会運営に向けて、次期開催県の青森県と連携を深めるなど、有形無形の価値やつながりが、継承されるよう取り組んでまいります。

それでは、9 月定例会議の開会に当たりまして、提出いたしました諸案件の概要をご説明申し上げますとともに、当面する諸課題につきまして、所信を述べさせていただきます。

まず、令和 8 年度に向けた県政運営について、申し上げます。

令和 8 年度はこの 21 世紀、次なる四半世紀の始まりであります。これまでの四半世紀とは人口構造をはじめ社会の様相が大きく異なるという認識のもと、時代の潮流や社会の変容等を踏まえつつ、必要な生活機能を安定的に確保し、豊かで充実した暮らしを営むために、みんなで「暮らし」や「社

会」のあり方をよりよく作り直す、リ・デザインしていくことが必要と考えております。

こうしたことから、来年度は、その端緒とすべき年であるとの意識を持ち、拡大だけではなく、これまで積み上げてきたもの、今あるものをどう使うか、組み合わせながら、地域の強みを持ち、価値を再認識するとともに、分断ではなく、寛容で包摂性を持った「ともにいきる」社会づくりを進めるため、施策の柱として、

「子ども・子ども・子ども」

「ひとづくり」

「『暮らし』と『健康』づくり」

「『安全・安心』な社会づくり」

「『産業・経済』の基盤づくり」

「豊かな『自然』を育む環境づくり」

の6つを置くとともに、引き続き「県北部地域の振興」に集中的に取り組む、みんなで「ともにいきる『健康しが』」をつくってまいります。

このうち、1つ目の柱「子ども・子ども・子ども」に関しまして、来月1日から、子どもの権利侵害への救済の申立に対応する「滋賀県子どもの権利委員会」を設置し、子どもに寄り添いながら、事案の解決に向けた個別救済の活動などをスタートさせ、子どもと子どもを取り巻くすべての人が笑顔で幸せに暮らせる社会の実現を目指してまいります。

また、先月24日には、近江富士花緑公園内に、暮らし・森・琵琶湖・人・世代をつなぐ木育施設「しがモック」がオープンいたしました。「びわ湖材」をふんだんに取り入れ、木の持つ癒しやぬくもりを通して、訪れる子どもたちの豊かな感受性を育ててまいりますほか、県内で一体的に公園の魅力向上に取り組む「THE シガパーク」につきましても、これを機に、さらに推進してまいります。

次に、2つ目の柱「ひとづくり」に関しまして、令和10年4月開校を目指す「県立高専」は、設置認可申請まで1年余りに迫ってまいりました。「価値創造力」「専門性」「実践力」を兼ね備えた高度専門人材を育成するとともに、技術者の育成・交流のハブを担うことで、地域の産業・社会に貢献するべく、今年度下半期から校舎等施設の建設工事に向けた手続きに着手するなど、ハード・ソフト両面から着実に準備を進めてまいります。

また、3つ目の柱「『暮らし』と『健康』づくり」に関しまして、ジェンダーギャップの解消を目指し、現在、「(仮称)パートナーしがプラン2030」の策定を進めておりますほか、戦後80年を経て、平和への思いを次世代につないでいくことが重要と考えております。

去る8月15日には、全国戦没者追悼式に参列し、先の大戦における多くの方々の尊い犠牲とその上に築かれた今日の平和の尊さに改めて思いを致すとともに、先月30日の平和祈念滋賀県戦没者追悼式におきましては、多くの若い世代の方々にも御参列いただき、悲惨な戦争の記憶を風化させることなく、未来へ繋ぎ、ともに平和な社会を築くことをお誓い申し上げたところです。

さらに、今後の施策構築に当たりましては、4つの視点を大事にしたいと考えております。

1点目は、生老病死や人権、ジェンダーなど「リアルな今」を見ること、

2点目は、その「リアルな今」を考えるためにも、琵琶湖の源である山、今の源である歴史という意味での「源」を大切にする視点、

3点目は、「リアルな今」を見て、その「源」を大切にしながら、「未来を展望」すること、

そして最後に4点目は、「未来の展望」に当たりましては、「世界」や「広域」の視点を持つということです。

これら4つの視点を持ち、琵琶湖を預かり、日本の真ん中であって100分

の 1 のスケールである本県の意味と責任を自覚しつつ、国の動向も踏まえながら、市町をはじめ多様な主体との協働や部局横断による連携により、基本構想の実現に向けて各政策を着実に推進してまいります。

併せまして、こうした滋賀の将来の発展に必要な施策や、県政の重要課題に的確に対応していくためには、その基盤である財政と組織の持続性・安定性を確保していくことが重要であります。

県税をはじめとする歳入確保の取組を継続・発展させるとともに、既存事業を不断に見直すこと、特に、国スポ・障スポ大会に関連した事業・業務の見直しなどにより、「ヒト」や「財源」を必要なところへシフトしてまいります。また、互いに支え合う職場づくりに取り組むとともに、大会終了を機に、職場の持続性や代替性を確保しつつ、より注力すべき業務等に柔軟かつ機動的に対応できる組織体制を構築していくことで、持続的・安定的に県政運営を行うための土台を築いてまいります。

次に、世界とのつながりについて、4点、申し上げます。

まず、1点目は、アメリカ・ミシガン州との友好交流についてです。

本日、ミシガン州のグレッチェン・ホイットマー知事はじめ、来県される皆様を、この本会議場にお迎えし、県政史上初となるこの本会議場での姉妹州知事によるスピーチを行っていただくこととなっております。

ホイットマー州知事の御来県は、令和5年9月以来2年ぶり2度目で、今回は、本会議場でのスピーチのほか、両県州にゆかりのある企業訪問や、近江商人の歴史・文化を体感いただく予定となっております。

今後、姉妹提携60周年となる2028年に向けまして、友好親善使節団の相互派遣をはじめ草の根レベルからの様々なつながりを通じて、教育、文化、経済、そして湖沼を中心とした環境分野など、多岐にわたる分野におい

て連携を深めていくことで、友好交流を深化・発展させてまいります。

次に、「世界湖沼の日」制定を契機とした取組について、申し上げます。

7月21日から25日にかけてオーストラリア・ブリスベンで開催された第20回世界湖沼会議には、本県から初めて高校生を派遣し、若者ならではの議論を通じた交流が図られましたほか、目片議長および岸本副知事から、「世界湖沼の日」を契機とした国際的な湖沼保全の推進と連携の呼びかけを行っていただき、多くの共感と賛同が得られたところです。

さらに、「世界湖沼の日」に制定されて、初めて迎えた8月27日には、私が呼びかけて、その意義を伝えるメッセージを全47都道府県共同で発信いたしましたほか、MLGsの関係者が一堂に集う「みんなのBIWAKO会議」と連携した制定記念フォーラムの開催などを通じて、世界と琵琶湖のつながりの重要性、山から川、里、湖のつながりを改めて認識したところでございます。

今後とも、国や下流府県との連携を密にしながら、琵琶湖を窓にグローバルな視点を持ちつつ、琵琶湖を鏡に日々の暮らしを見つめ直し、MLGsをはじめ本県ならではのローカルな取組を浸透させていくことにより、国民的資産である琵琶湖の保全再生を一層推進してまいります。

次に、3点目は、本日で残す会期、あと38日となった大阪・関西万博について、申し上げます。

これまで、滋賀・体験の日や無料招待を利用して訪れる子どもたちを含め、連日、非常に多くの方にお越しいただいており、関西パビリオン内の「滋賀県ブース」も、先月24日に来場者数が目標の30万人を突破し、昨日までで約32万人をお迎えするなど、大変盛況を博しております。

本県といたしましても、この機会を捉え、「滋賀県ブース」での展示のほか、「滋賀県デイ」や「滋賀魅力体験ウィーク」などのイベントに加え、海

外パビリオン関係者等を対象とした県内観光地視察ツアーの開催などを通じて、滋賀の魅力を国内外に発信しているところであり、引き続き、閉幕まで、全力で、滋賀の魅力や滋賀が脈々と育んできた想いを発信してまいりますとともに、こうした機会に生まれたつながりをレガシーとして引き継いでまいります。

世界とのつながりの最後に、彦根城の世界遺産登録に向けた取組について申し上げます。

彦根城の世界遺産登録につきましては、本県と彦根市が30年以上にわたり取り組んできた一つの成果として、去る7月11日に世界遺産登録にかかる推薦書（案）を国に提出させていただきましたが、先月26日の国の文化審議会において、「説明の充実に向けて引き続き取組が必要である」ことが示されたところです。

一刻も早く登録を、との県民の皆様の思いに、結果として今回はお応えできなくなり、大変、残念に思っております。

しかしながら、登録に向けて着実に近づいていることは間違いありません。今回示された課題に対応し、引き続き早期の登録に向けて取組を進めてまいりますので、今後とも、皆様方の力強いご支援・ご協力をお願いいたします。

それでは、提出いたしました案件につきまして、御説明申し上げます。

まず、予算案件でございます。

議第117号は、一般会計の補正予算案でございます、

新・琵琶湖文化館の整備や物価高騰への対応のほか、本年7月の大雨による被害への対応等のため、17億1,403万4千円の増額補正を行うとと

もに、県立高専の施設整備のため１３６億７千２百万円を追加する債務負担行為の補正などを行おうとするものでございます。

議第 118 号および議第 119 号は、企業会計の補正予算案でございまして、議第 118 号は琵琶湖流域下水道事業会計において建設事業等に係る債務負担行為の補正を、議第 119 号は病院事業会計において物価高騰対策に係る増額補正を行おうとするものでございます。

次に、条例案件でございます。

議第 120 号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、

議第 121 号は、災害対策基本法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、

議第 122 号は、東近江地区国営土地改良事業について受益者負担金を徴収するため、

議第 123 号は、県立総合病院において医療型短期入所事業を開始することに伴い、必要な規定の整備を行うため、

それぞれ改正を行おうとするものでございます。

次に、その他の案件でございます。

議第 124 号から議第 129 号までは、一般会計および各特別会計、ならびにモーターボート競走事業など、公営企業 5 会計の令和 6 年度決算の認定を求めることについて、

議第 130 号から議第 134 号までは、契約の締結について、

議第 135 号および議第 136 号は、契約の変更について、

議第 137 号から議第 140 号までは、権利放棄について、

議第 141 号から議第 143 号までは、令和 7 年度において県が行う建設事業等に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることについて、

議第 144 号は、モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について、

それぞれ議決を求めようとするものでございます。

最後に人事案件でございます。

議第 145 号は、滋賀県公安委員会委員に高橋啓子さんを任命することについて、

議第 146 号から議第 152 号までは、いずれも滋賀県土地利用審査会委員に、麻生美希さん、淡路和則さん、梶山真理さん、片山聡さん、玉瀧光さん、堀啓子さん、村木康弘さんを任命することについて、

それぞれ同意を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。